

表3-22 遮音性能を有する界壁・天井の構造（昭45告示第1827号）

界壁（下地等なし） 右のいずれかに該当するもの	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造（厚さ10cm以上）	
	コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造、石造（肉厚および仕上材料の厚さ合計10cm以上）	
	土蔵造（厚さ15cm以上）	
	気泡コンクリート（厚さ10cm以上）の両面にモルタル塗等*1（厚さ1.5cm以上）	
	軽量コンクリートブロック（肉厚5cm以上）の両面にモルタル塗等*1（厚さ1.5cm以上）	
	木片セメント板*2（厚さ8cm以上）の両面にモルタル塗等*1（厚さ1.5cm以上）	
	鉄筋コンクリート製パネル*3（厚さ4cm以上）の両面に木製パネル*4	
	土塗真壁造（厚さ7cm以上）で四周に空隙のないもの	
界壁（堅固な構造の下地等あり） 右のいずれかに該当するもの	厚さ13cm以上の大壁造で、下地等の両面を右のいずれかの仕上としたもの	鉄鋼モルタル塗または木ずりしっくい塗（塗厚さ2cm以上）
		[木毛セメント板張またはせっこうボード張] + [モルタル塗またはしっくい塗（厚さ1.5cm以上）]
		モルタル塗+タイル張（厚さ合計2.5cm以上）
	右のいずれかに該当するもの	[セメント板張または瓦張] + モルタル塗（厚さ合計2.5cm以上）
界壁厚さ*5 10cm以上で、内部に厚さ2.5cm以上のグラスウール*6またはロックウール*7を張ったもの		
天井	界壁両面を以下 i または ii で覆ったもの i. [せっこうボード（厚さ1.2cm以上）、岩綿保温版（厚さ2.5cm以上）、木毛セメント板（厚さ1.8cm以上）] + 亜鉛めっき鋼板（0.09cm以上） ii. せっこうボード（厚さ1.2cm以上）× 2枚以上	
	せっこうボード（厚さ0.95cm以上）+ グラスウール*8またはロックウール*9（厚さ10cm以上）	
強化せっこうボード*10 2枚以上（厚さ合計36mm以上）*11		

*1 モルタル塗、プaster塗またはしっくい塗。

*2 かさ比重が0.6以上のものに限る。

*3 1㎡あたりの質量が110kg以上のものに限る。

*4 1㎡あたりの質量が5kg以上のものを堅固に取り付けた場合に限る。

*5 仕上材料の厚さは含まない。

*6 かさ比重0.02以上のものに限る。

*7 かさ比重0.04以上のものに限る。

*8 かさ比重0.016以上のものに限る。

*9 かさ比重0.03以上のものに限る。

*10 ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率95%以上、ガラス繊維の含有率0.4%以上、ひる石含有率2.5%以上に限る。

*11 その他、平28告示第694号に定める配管・風道の貫通措置および取合い部の炎侵入防止措置に適合し、開口部を設ける場合は遮音上有効な構造とすること。

第7章 仮設建築物等

第7条の4（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）	○			
第7条の5（建築物に関する検査の特例）	○			
第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）	○			
第12条第1項～第4項（報告、検査等）	○	○	○	○
第15条（届出及び統計）	○			
第18条（第25項を除く）（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続きの特例）	○			
第19条（敷地の衛生及び安全）	○			
第21条（大規模の建築物の主要構造部等）	○	○	○	○
第22条（屋根）	○	○	○	○
第23条（外壁）	○		○	
第24条（木造建築物等である特殊建築物の外壁等）			○	○
第24条の2（建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置）			○	
第25条（大規模の木造建築物等の外壁等）			○	
第26条（防火壁）	○	○	○	○
第27条（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）			○	○
第30条（長屋又は共同住宅の各戸の界壁）		○		
第31条（便所）	○		○	
第33条（避雷設備）	○			
第34条第2項（昇降機）	○	○	○	○
第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）	○	○		
第35条の2（特殊建築物等の内装）			○	○
第35条の3（無窓の居室等の主要構造部）			○	○
第36条（第2章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）（第19条、第21条、第26条、第31条、第34条、第34条第2項および第35条に係る部分に限る）	○			
（第21条、第26条、第34条第2項および第35条に係る部分に限る）		○		
第37条（建築材料の品質）	○		○	
第39条（災害危険区域）	○	○		
第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）	○	○		
第87条第1項（用途変更に対する法の準用）			○	
第87条第2項（用途変更に対する法の準用）			○	○
第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途	○	○	○	○
令 第22条（居室の床の高さ及び防湿方法）	○	○	○	○
第28条（便所の採光及び換気）	○	○	○	○
第29条（くみ取便所の構造）	○	○	○	○
第30条（特殊建築物及び特定区域の便所の構造）	○	○	○	○
第37条（構造部材の耐久）	○		○	
第41条（木材）	○	○		
第42条（土台及び基礎）	○	○		
第43条（柱の小径）	○	○		